

第16回 安来市農業委員会議事録

令和6年10月21日 午後2時00分 第16回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君
13 番 塩見 秀雄君	14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	18 番 齋藤 哲君
19 番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員 17 番 吉村委員

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年10月21日 1日
日程第 3	議第65号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第68号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第60号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について
日程第 8	報第61号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 9	報第62号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第16回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議 長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第16回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
17番 吉村委員です。

議長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により15番 佐々木委員、19番 渡辺委員を指名いたします。

議長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：齋藤 哲君
日程第3 議第65号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
2ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、おおよそ40年前、祖父の代の時、全国的な減反政策の中で植林が行われ、その後おおよそ40年間周囲の山林と一体で利用され、現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。以上です。

議長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について13番 塩見委員お願いします。

13番：塩見 秀雄君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君
次に、現地調査報告を2班14番 渡邊委員お願いします。

14番：渡邊 克実君
14番 渡邊でございます。今月の調査班は2班で、永塚班長をはじめ添田委員、木戸委員、北川委員そして私、それから事務局より堀江局長、加藤主幹で10月18日、13時35分より概要説明を受け現地の方へ向かい、地元委員よりそれぞれ説明を受けました。それでは非農地証明願の調査報告をいた

します。申請地は40年前より耕作されておらず森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的条件整備が困難な状況であり、また、近隣農地への影響もないことから調査班といたしましては適当であるという判断をいたしました。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第66号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページから8ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は5件で、所有権移転が4件、賃借権設定が1件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約300メートル、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター2台を所有しています。労働力は本人と妻、2人の子の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約800メートル、農機具はトラクター3台、田植機2台、コンバイン3台、乾燥機3台を所有しています。労働力は本人と妻、2人の子の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。3番は、法人による更新のための賃借権設定で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩約5分、農機具はトラクター4台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、糶摺り調整機6台を所有しています。そのほか貸借契約に解除条件が付されていること地域における適切な役割分担のものに農業を行っていること業務執行役員が1人以上農業に常時従事することを確認しています。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10アールあたり年額■■■■です。4番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約5分、農機具はトラクター4台、草刈り機2台を所有し、田植機およびコンバインを共有しています。労働力は本人と孫の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約10分、農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可

要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番、2番、4番、5番の案件について 14番渡邊委員をお願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず1番でございますが、譲受人はもうすでに耕作しておられる農地でございます、意欲的に営農に取り組んでおられます。また周辺農地への影響はないものと考えます。それから2番でございますが、これもすでに譲受人は耕作をされておられる農地でございます。意欲的に営農に取り組んでおられます。したがって周辺農地等への影響はないと思います。それから4番案件でございますが、これは譲受人の方は周辺に農地を所有しておられ、意欲的に営農に取り組んでおられる方でございますので、周辺農地等への影響はないと思います。続きまして5番案件ですが、これは譲渡人と譲受人はいとご関係にあたります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおられますので、周辺農地等への影響はないと思います。委員の皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

3番の案件について8番 木戸委員をお願いします。

8番：木戸 芳己君

8番 木戸でございます。3番について説明させていただきます。現場はビニールハウスの施設がある農地で、この現状のまま更新する案件でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

続いて、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

続いて、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

続いて、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

続いて、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 議第67号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。10ページに案件の内容、11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、真砂土採取、排水路設置です。権利の種類は賃借権の設定です。期間は一時転用で3年間です。賃借人は、現在、令和4年10月から令和6年10月までの2年間、一時転用の許可に基づき操業していますが、島根県松江県土整備事務所長に対し、更に向こう5年間の、採取期間継続の申請をしています。これまでと同様に真砂土採取及び排水路を確保するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号には該当しないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積、期間に対し■■■■です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について1番 岩崎委員をお願いします。

1番：岩崎 金己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を2班14番 渡邊委員をお願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。それでは5条案件について現地調査の報告をいたします。本案件は真砂土採取、排水路設置が転用目的でございます。この度一時転用の許可が切れたため、さらなる採取期間を継続するための3年間の一時転用許可の更新案件でございます。調査班といたしましては添付書類等も整えられており、適当であると判断いたしました。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 議第68号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、14ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権のみで1件、面積1千170㎡、となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

農林振興課の日向です。議第68号についてご説明いたします。詳細は14ページから16ページまでです。今月の利用集積計画ですが、農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第7 報第60号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

17ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告されたので報告するものです。18ページから24ページに農用地利用集積等促進計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地104筆が、このたび、個人及び法人へ賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和6年9月27日となっております。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第8 報第61号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

25ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。26ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、1件で、すべて相続です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第9 報第62号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

27ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。28ページから31ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、4件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約4件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第16回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時32分)